

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

市町村一般廃棄物担当部局 御中

環境省環境再生・資源循環局総務課
容器包装・プラスチック資源循環室
(公 印 省 略)

第 11 期市町村分別収集計画の策定について

平素より資源循環行政の推進に御協力いただきありがとうございます。
地方分権改革に関する提案を踏まえ、下記のとおり通知いたします。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 1 項に定める市町村分別収集計画の策定について、3 年ごとの見直しの時期に当たることから、下記のとおり作業いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 概要

法第 8 条第 1 項において、市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、3 年ごとに、5 年を一期とする市町村分別収集計画を定めなければならないこととされています。

次期計画は、令和 7 年度に見直しを行い、令和 8 年度を始期とした 5 カ年計画（令和 8 年度～12 年度）になるため、各市町村におかれましては、3. のスケジュールに従って第 11 期計画の策定をお願いいたします。

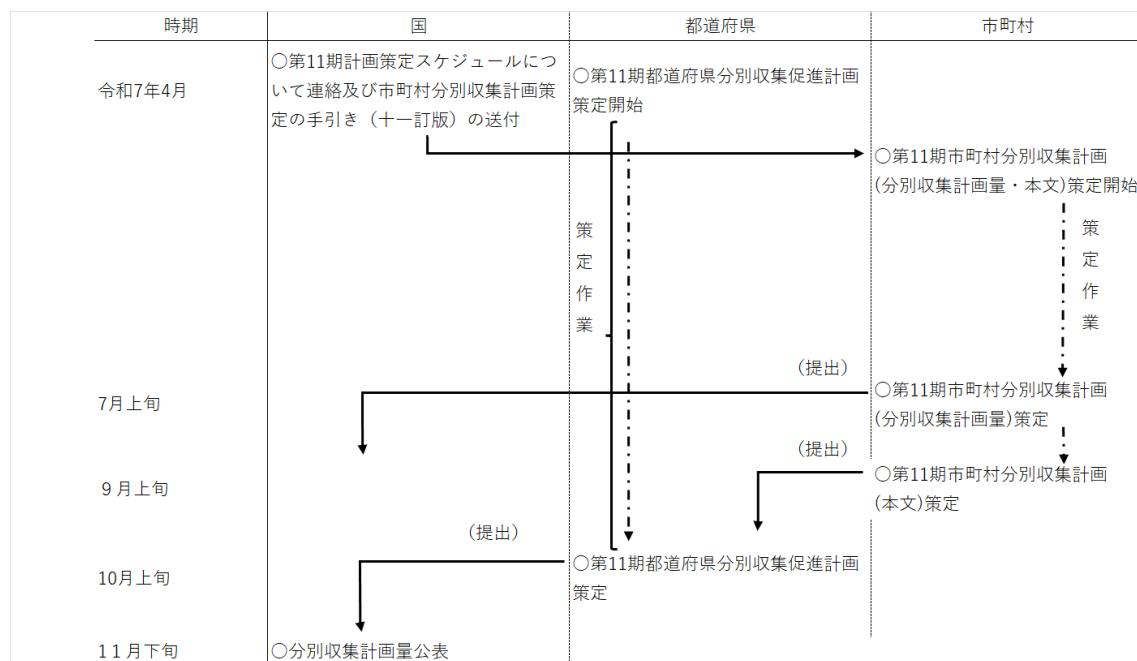
2. 留意点

現行の第 10 期計画においては、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量と分別収集の実績量との乖離が生じています。特定事業者からの信頼性の向上や、再商品化事業者の安定的な再商品化の実施のためにも、これまでの知見等を御活用いただき、可能な限り、分別収集計画量と分別収集の実績量とを整合させていただきますようお願いいたします。

また、プラスチック資源循環法が施行され、今後リサイクルを適切に進めていくためには、プラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品（製品プラ

スチック)の分別収集量も合わせて把握する必要があることから、第11期市町村分別収集計画から製品プラスチックの分別収集量も推計いただき、環境省に提出いただくようお願いいたします。詳細につきましては手引きを御参照ください。

3. 想定スケジュール



今回は7月上旬までに分別収集計画量を環境省(環境省が指定する委託業者)に提出いただき、9月上旬までに市区町村分別収集計画(本文)を各都道府県に提出いただくことになります。

4. 提出

市区町村分別収集計画量の提出先、提出期限等の詳細については、令和7年4月頃に環境省から、改めて御連絡させていただきます。

(本件連絡先)

環境省環境再生・資源循環局

総務課容器包装・プラスチック資源循環室

担当：朽網、福武

電話：03(5501)3153

Email: YOURIHOU@env. go. jp